

議案第5号

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

目黒区立公園条例（昭和51年4月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 目黒区立南一丁目緑地公園 利用時間

別表1の1中「2, 232円」を「2, 673円」に改め、同表の2中

1, 5 6 3円		1, 7 9 4円
6 9 4円		7 9 7円
1, 1 5 8円		1, 3 2 9円
4 6 3円		5 3 1円
1, 1 5 8円		1, 3 2 9円
地上露出部分 7 2 1円	を	地上露出部分 8 6 5円
地下部分 3 4 7円		地下部分 3 9 8円
5 5 4円		6 6 4円
8 2 3円		9 8 7円
1 4, 3 0 0円		1 6, 5 0 0円
3 8円		4 4円

に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の目黒区立公園条例別表
1の規定に基づき徴収するものとされた使用料又は占用料については、当該
使用料又は占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明) 南一丁目緑地公園の利用時間を定めるとともに、公園の土地の使用
料及び占用料の限度額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を
提出します。

目黒区立公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例																																		
(公園の利用時間等) 第3条 公園は、年間を通じて開園する。ただし、次の各号に掲げる公園については、当該各号に掲げる事項を規則で定める。 (1)～(8) (現行に同じ。) <u>(9) 目黒区立南一丁目緑地公園 利用時間</u> <u>(10) (現行に同じ。)</u> 別表1 (第11条関係) 1 土地の使用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>土地</td><td>(現行に同じ。)</td><td><u>2, 6 7 3 円</u></td></tr><tr><td colspan="3">(現行に同じ。)</td></tr></table> 2 公園の占用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>電柱、標識</td><td rowspan="2">(現行に同じ。)</td><td><u>1, 7 9 4 円</u></td></tr><tr><td>水道管、下水管、ガス管、電線</td><td><u>7 9 7 円</u></td></tr></table>	種別	単位	金額	土地	(現行に同じ。)	<u>2, 6 7 3 円</u>	(現行に同じ。)			種別	単位	金額	電柱、標識	(現行に同じ。)	<u>1, 7 9 4 円</u>	水道管、下水管、ガス管、電線	<u>7 9 7 円</u>	(公園の利用時間等) 第3条 公園は、年間を通じて開園する。ただし、次の各号に掲げる公園については、当該各号に掲げる事項を規則で定める。 (1)～(8) (省略) <u>(9) (省略)</u> 別表1 (第11条関係) 1 土地の使用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>土地</td><td>(省 略)</td><td><u>2, 2 3 2 円</u></td></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr></table> 2 公園の占用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>電柱、標識</td><td rowspan="2">(省 略)</td><td><u>1, 5 6 3 円</u></td></tr><tr><td>水道管、下水管、ガス管、電線</td><td><u>6 9 4 円</u></td></tr></table>	種別	単位	金額	土地	(省 略)	<u>2, 2 3 2 円</u>	(省 略)			種別	単位	金額	電柱、標識	(省 略)	<u>1, 5 6 3 円</u>	水道管、下水管、ガス管、電線	<u>6 9 4 円</u>
種別	単位	金額																																	
土地	(現行に同じ。)	<u>2, 6 7 3 円</u>																																	
(現行に同じ。)																																			
種別	単位	金額																																	
電柱、標識	(現行に同じ。)	<u>1, 7 9 4 円</u>																																	
水道管、下水管、ガス管、電線		<u>7 9 7 円</u>																																	
種別	単位	金額																																	
土地	(省 略)	<u>2, 2 3 2 円</u>																																	
(省 略)																																			
種別	単位	金額																																	
電柱、標識	(省 略)	<u>1, 5 6 3 円</u>																																	
水道管、下水管、ガス管、電線		<u>6 9 4 円</u>																																	

マンホールの類	<u>1, 3 2 9 円</u>
郵便差出箱、信書便差出箱	<u>5 3 1 円</u>
公衆電話所	<u>1, 3 2 9 円</u>
地下の占用物件	<u>地上露出部分</u> <u>8 6 5 円</u>
	<u>地下部分</u> <u>3 9 8 円</u>
高架の占用物件	<u>6 6 4 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設	<u>9 8 7 円</u>
写真又は映画撮影のための臨時的な占用	<u>1 6, 5 0 0 円</u>
その他の占用	<u>4 4 円</u>
(現行に同じ。)	

マンホールの類	<u>1, 1 5 8 円</u>
郵便差出箱、信書便差出箱	<u>4 6 3 円</u>
公衆電話所	<u>1, 1 5 8 円</u>
地下の占用物件	<u>地上露出部分</u> <u>7 2 1 円</u>
	<u>地下部分</u> <u>3 4 7 円</u>
高架の占用物件	<u>5 5 4 円</u>
天体、気象又は土地の観測施設	<u>8 2 3 円</u>
写真又は映画撮影のための臨時的な占用	<u>1 4, 3 0 0 円</u>
その他の占用	<u>3 8 円</u>
(省 略)	